

令和 2 年第 5 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 5 月 8 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分開会 午前 1 1 時 3 0 分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7 階 会議室
3. 出席委員 (農業委員 1 4 名) 新型コロナ感染対策のため、農業委員のみ参集
1 番 古川 憲吾 2 番 河井 孝之 3 番 中田 安義
4 番 黒田 球貴 5 番 中山 誠治 6 番 岩木 國明
7 番 梶原 安行 8 番 岡 真由美 9 番 是佐恵美子
1 0 番 木浦 紀幸 1 1 番 槇本 健児 1 2 番 山田 政則
1 3 番 沖村 弓枝 1 4 番 河野 義刀
(推進委員 0 名)
4. 欠席委員 (0 名)
5. 議事録署名委員
2 番 河井 孝之 3 番 中田 安義
6. 会議に出席した委員以外の者 なし
7. 服務のため出席した者
農業委員会 事務局長 河内 光也
係 長 比良 大助
主任主事 武田枝梨加
(佐伯支所) 主 査 西田 昭子
(吉和支所) 専 門 員 西本 真
(大野支所) 主 幹 小林 公明
(宮島支所) 主任主事 佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について (利用権賃借)
 - (2) 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第 22 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等 (案) について
 - (5) 議案第 23 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について (空き家バンクに付随する農地について)
《報告事項》
 - (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 - (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
《協議事項》
 - (1) 協議第 1 号 農地パトロールについて

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	会長挨拶。 それでは、ただいまから令和2年度第5回廿日市農業委員会総会を開催をいたします。
議長	まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員は14名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、2番の河井委員、3番の中田委員のご両名をお願い申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入らせていただきます。早速議案に入りたいと思います。 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号38番から番号46番については、議席番号3番の中田委員が関係する案件のため、先に番号31番、32番、33番、47番、48番を審議させていただきます。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号31番、32番、33番、47番、48番について、説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、3ページ、7ページに内訳、位置図は1ページ、2ページ、6ページになります。 初めに番号31番、農地の所在地は、浅原字中筋、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の3,410平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和5年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号32番、農地の所在地は、浅原字中筋、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の331平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和5年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 続いて番号33番、農地の所在地は、永原字大久保、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の3,120平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日か

ら令和5年3月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号47番、農地の所在地は、吉和字石寺、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,453平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号48番、農地の所在地は、吉和字石寺、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,529平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、番号31番、32番、33番、47番、48番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いをいたします。

31番について古川委員、32番も申し上げます。

1番委員

1番の古川です。31番、32番につきましては、利用権を設定する者が同一でございますので、一括して報告をいたします。2件ともですけれども、4月17日に正木推進委員と事務局の方2名と共に現地の確認を行っております。地図は1ページでございます。地図をご覧くださいますと、小瀬川沿いになりますが、地図の右側に、津田から浅原へ向かっての主要道ございます。右側がトンネルになります。地図のすぐ右辺りに浅原のトンネルがございまして、そこを抜けてから500メートルぐらい浅原の元小学校方面に下ったところから川を渡りますとご覧のように水田が広がっている場所でございます。近くには、地図の下に、四角い図がございまして、ここで認定農業者がイチゴを作っておられ、そのハウスが並んでいます。相続人の貸付者ですが、夫が亡くなられて以降、義理の父が作業の委託等によって耕作をしていましたが、高齢と作業委託を少なくしたいという希望もあり、難しくなったことで、借受者に耕作を依頼されることになったものでございます。

特に問題はないと思われますので、ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

2番委員

2番の河井です。利用権設定の33番について、説明をいたします。4月16日、三田推進員と事務局2名と現地調査をいたしました。場所は地図の2ページです。永原にホームセンターがありますが、その裏方面になります。借受人は、もう3回目か4回目ぐらいの申請です。私が覚えているだけで3回目

	<p>、稲作をしておられます。農地として徹底的に管理をしておられますので、何ら問題はないものと思います。以上です。</p>
8 番委員	<p>8 番の岡です。47番、48番について、説明いたします。利用権の設定を受ける者が一緒なので同時にさせていただきます。4月18日、中田委員と私と事務局で現地確認をしております。地図は6ページになります。借受者ですけれども、吉和でも若手の農業をされている方で認定農業者にもなられております。この受けられる土地ですけれども、今までは、別の認定農業者が耕作をされておられましたが、このたび農業を辞められましたので、その後を引き継いで規模拡大のため借りられることになりました。何ら問題はないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま地元地区委員の意見を伺いましたが、これについて皆さん、ご意見、ご質問等おありだと思いますが、先月4月から5月で新規の利用権設定がかなり吉和で増えているように思います。これは農地の集積・集約につながってきているように思います。大変いいことだと思います。ただいまの議案につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号31、32、33、47、48番について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号31、32、33番、47番、48番について、承認することに決定します。</p> <p>。続きまして、議案第19号でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号38から46番について、議案としますので、中田委員のご退席をお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号38番から46番は、利用権の設定を受ける者が一緒の</p>

ため、まとめて説明させていただきます。

番号38番から46番、農地の所在地は、吉和字下頓原、宇石原中坪、字駄荷下実操、宇石原中小路、宇実操、宇市垣内、字三ツ家、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は18筆の2万9,327平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

この案件につきましては、農地利用集積のため、賃借権の関係を明確にするため、利用権の設定を行っております。

いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、番号38番から46番について、説明を終わります。

ご審議のほどお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。受付番号38から46番まで9件でございます。岡委員、お願いします。

8番委員

8番の岡です。番号38番から46番は、法人がされていますので、一括で説明させていただきます。今までは、他の方がこの土地を作付されておりましたが、事情により辞められましたので、法人が作付されることになりました。法人は皆さんもご存じのことと思いますが、中田委員が理事を務められ、吉和の田を一手に引き受けられておられます。何ら問題はないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま説明いたしました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち、番号38番から46番までについて、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち、番号38番から46番について、承認することに決定をいたします。中田委員、お席へお戻りください。

＝中田委員 復席＝

議長

続いて、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号98番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、番号81番、82番、93番を先に審議をします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は8ページに総括表、9ページ、10ページに内訳、位置図は7ページから10ページになります。

番号81番、農地の所在地は、原字下河末で、登記地目は田、面積は6筆の3,006平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作が困難なため、譲受人は農業経営を引き継ぐため、有償の所有権移転です。

次に番号82番、農地の所在地は、友田字氏森で、登記地目は田、面積は1筆の727平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は病気のため耕作が困難なため、譲受人は農業経営を引き継ぐため、無償の所有権移転です。

次に番号93番、農地の所在地は、津田字須川田で、登記地目は田、面積は2筆の2,174平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作が困難なため、譲受人は農業経営を引き継ぐため、有償の所有権移転です。

譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしています。

以上で、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

81番、沖村委員、82番、河井委員、93番、黒田委員、お願いします。

13番委員

13番の沖村です。81番の説明をいたします。4月14日に岡村推進委員と事務局2名で現地調査に行きました。地図は7ページです。譲渡人は、高齢と耕作困難なため、それから、

譲受人は、住所は広島市になっておりますけれども、私の家の近くで兼業農家で育てておられます。地図にあります赤いところが現地なのですが、その中に古民家があります。これも一緒に取得されるようで、現地は少し広いのですけれども、ほとんど梅の木と栗が植えてありまして、畑で何か耕作というよりは、もう草刈りをして梅を取るといような格好で何とかするのではないかと考えております。何ら問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 番委員

2 番の河井です。農地法の第 3 条 8 2 番の申請について、説明をいたします。4 月 1 6 日に土谷委員と事務局 2 名と現地確認をしております。場所は地図の 8 ページで、譲渡人は、地御前に住んでおられまして、病気のために耕作が困難なため、隣接する譲受人に無償で移転されるものです。四季折々の野菜を作付する予定ですので、適切に管理されるものと思われます。以上です。

4 番委員

4 番の黒田です。9 3 番について説明します。4 月 1 7 日に河野会長、木浦委員と私と事務局で現地を確認に行きました。地図は 9 ページです。

これが小瀬川栗園の近くの橋を渡ってずっと細い道を川沿いに下った一番突き当たりのところになります。9 3 番の大きい網かけをしてあるところですが、結構荒れてイノシシも掘ったりして大変な状況になっていると思っております。譲受人がちょうど現地におられまして、なかなか大変なことになりますと言っておられましたが、対策を立てられるのだらうと思っております。譲渡人は、兵庫県在住で、遠方のため、なかなか来ることができないということで、有償移転になっておりますが、手前の 3 枚ぐらひは今、譲受人がきれいに耕作できるように整備しておられました。ということで、続いてその土地も耕作されるのだと思っております。そういうことで、他の農地には、全く影響はないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、ただいまの地元地区担当委員が説明された件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

《委員より質疑等なし》

議長

ありませんか。意見がないようですので、お諮りをします。
議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 8 1 番、8 2 番、9 3 番について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長	<p>異議なしと認め、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号81番、82番、93番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、同じく20号、議案20号ですが、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号98番について議案としますので、木浦委員、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号98番、農地の所在地は、玖島字景浦で、登記地目は田、面積は3筆の7,010平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作が困難なため、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。</p> <p>譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしています。</p> <p>以上で、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。岩木委員、お願いします。</p>
6番委員	<p>失礼します。6番の岩木です。番号98号について、報告いたします。地図は10ページです。4月16日に事務局2名、堀田推進委員と私とで現地を確認いたしました。譲渡人は、高齢と共にただいま病気療養中でもあり、今後の耕作について不安があるため、所有権の移転を考えられました。また、譲受人は、林業がメインの事業を営んでおられますが、現在も2町あたりの水田を耕作しておられますので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま地元地区担当委員の意見がございましたが、これについて皆さんからのご意見、ご質問等があればお願ひいたします。ありませんね。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りいたします。</p>

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号98番について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号98番について、許可することに決定をいたします。木浦委員、自席へお戻りください。

=木浦委員 復席=

議長

続きまして、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。

議案書は8ページに総括表、11ページから13ページに内訳、位置図は9ページから16ページになります。

初めに番号75番、農地の所在地は、地御前字大神の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の6,61平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請です。既に、農地転用の手続を行わずに農地以外の用途、駐車場として使用しているため、始末書が提出されています。

次に番号86番、農地の所在地は、津田字須川田の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の139平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、進入路として利用するための申請です。既に、農地転用の手続を行わずに農地以外の用途、進入路として使用しているため、始末書が提出されています。

次に番号87番、農地の所在地は、津田字榎ヶ峠の第2種農地で、登記地目は田と畑、面積は3筆の1,410平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

次に番号89番、農地の所在地は、津田字下内山の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の737平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。既に、農地転用の手続を行わずに農地以外の用途、住宅用地として使用しているため、始末書が提出されています。

次に番号91番、農地の所在地は、大野字高見の第2種農地で、登記地目は田及び畑、面積は2筆の181平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天

	<p>駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号92番、農地の所在地は、吉和字宮前小路の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の198平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、庭敷地として利用するための申請です。</p> <p>次に番号96番、農地の所在地は、上平良字広池の第2種農地です。登記地目は田及び畑で、面積は3筆の1,250平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、平良丘陵開発土地区画整理事業における市の先行取得用地の調整池の申請でございます。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p>
	<p>75番から96番までの7件ですが、順に75番、中山委員、黒田委員、木浦委員、榎本委員、岡委員、是佐委員、よろしくお願いいたします。</p>
5番委員	<p>5番の中山です。先月、事務局2名、岩木委員と現地調査をしました。11ページをご覧ください。ここは現在、運輸会社がもう造成をしまして、駐車場として使われておりました。6.61平方メートルということで、僅かですけれども、現地調査した所は、もう現状使われているということと、始末書が提出されておりますので、別に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
4番委員	<p>4番の黒田です。86番について説明します。これは4月17日に河野会長、木浦委員と事務局2名で現地を確認いたしました。現地は93番と同じところで、網かけが大きいところの上に小さく細いところが今の進入路のための申請です。これはもう譲渡人がずっと前に、もう進入路として使っています。その奥に別荘みたいなのが二、三軒あるのですが、そこの出入りをするためにもということ、ずっと以前から使っておられました。この道路で、その両縁は、今の譲受人が作られるので、別に何にも問題はないと思います。よろしくご審議申し上げます。</p>
10番委員	<p>10番木浦です。番号87番について、説明します。4月17日、河野会長、黒田委員、事務局2名とで現場を調査しまし</p>

た。

場所は、地図が12ページということで、この上がすぐ工場で、その上が廿日市市の県道になっています。津田の県道で、場所的には左から上が佐伯中学になるということで、県道から割と近くですね。場所は、この譲渡人の自宅の前がこの申請地で、ちょうどこの網かけの上側が譲渡人の自宅です。直接、周りの農地には、被害がない場所ということになります。左側にも民家があるうえに、太陽光をやるということで、隣地、隣家には説明してくださいということだけは現場で話しました。現場の立会は、工事業者1名と申請代理人の2名でしてもらいました。初めは、防草シートをやると言われておりましたが、現場が譲渡人の自宅の真ん前ということと、使用貸借ということで、太陽光発電の会社が、とにかく草刈りを責任を持ってやるようにしますということになり、現場で説明を受けたので、問題はないと思います。よろしく審議のほどお願いいたします。

4 番委員

4 番の黒田です。番号89番です。4月17日に河野会長、木浦委員と私と事務局の5人で現地確認しました。この件は、場所は津田小学校の近くで、少し道路の北側になっています。譲渡人から譲受人へ一般住宅の所有権移転ですが、始末書も出ています。この建物は、かなり前に建てられたもので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

1 1 番委員

1 1 番の槇本です。番号91について説明します。4月17日に山田委員と事務局とで現場を確認しました。譲渡人は、遺産相続でもらった畑でございまして、書類にもありますように東京在住でございまして、管理がとてでもできるものではございません。そして、14ページの地図で見てもらうと分かるように、譲受人の宅地のすぐ隣接の地でございまして、譲受人が管理すれば、これに勝ることはないと思いますので、よろしくお願いします。

3 番委員

3 番、中田です。番号92番についてご説明いたします。地図は15ページです。4月15日に岡委員と事務局とで現地へ行きました。地図を見ていただいたらと思いますが、上側に2棟程住宅があり、これは譲渡人が所有されている住宅でございます。この住宅は、譲渡人のお父さんが亡くなってから以来、ずっと空き家になっております。ということで、現地もそれ以来、耕作されておられません。今回、譲受人が、この住宅を購入されるということで、それに合わせて今の現地を庭敷地として活用されたいということです。周囲の状況を見ましても、特に問題はないと思われま。よろしくご審議のほどお願いいたします。

9 番委員	<p>9 番の是佐です。9 6 番について説明いたします。ここは、平良丘陵開発土地になっているところなので、そこに市が土地を先行取得し新機能事業の調整池として活用するようです。この譲渡人は、もう高齢でもありますし、今、柿の木が植えてありますが、それももう去年から取りに行けないので、いろいろな開発事業に使ってもらえばいいだろうということで特に問題はないと思います。4 月 1 4 日に登推進委員と事務局と 3 人で調査いたしました。</p>
議長	<p>ただいま地元地区担当委員の意見を伺いました。これについて、皆さんのご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ありませんか。意見がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 2 号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等の（案）について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 2 号 農地法関係事務処理ガイドラインの改正概要について、ご説明を申し上げます。</p> <p>この法につきましての改正は、4 月 1 日施行でございますけれども、本来であれば 4 月総会時にこちら改正概要を説明し、皆様方にご承認を得るべき案件ではございましたけれども、こちら、通知が 4 月総会後に届きましたため、今回 5 月の上程ということでさせていただいております。</p> <p>今回、農地法関係事務処理に伴います主な改正点でいきますと、お手元でございます議案第 2 2 号資料①に記載がしてあるものでございます。</p> <p>改正項目でいきますと、こちら 8 点程、主たる改正点がございます。</p> <p>まず初めにいきますと、1 番目の法第 3 条第 1 項許可不要となる場合というところでございますけれども、こちら、農地利用集積円滑化団体が廃止による削除によるため、こちら、文言の削除ということでの改正でございます。</p> <p>続きまして、第 4 条、第 5 条の農業委員会の審査に当たっての代替性の検討ということで、施行規則第 3 3 条各項の場合に</p>

加え、国運用通知に従い、第2種農地の移転を行うことを明記するということで、第2種農地を加えるということでございます。

法第4条、第5条許可における進捗状況の報告というところですが、許可条件にする場合の例外規定を撤廃、こちらの記載をなくすということでございます。

続きまして、真ん中、太陽光発電設備を法面又は畦畔に設置する場合、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備を設置する場合、特定建築条件つき売買に係る農地転用を行う場合、こちらの条件でございますけれども、こちら、昨年度から国の通知に記載され、変更等されましたことにつきましての文言の追加、許可条件の追加でございます。それにつきまして、あと関係様式等の文言も変更をされております。

続きまして、農地所有適格法人以外の法人等の定義につきましてですが、こちら、記載漏れを追加したということでございます。あと、それ全てに伴いまして、申請様式の性別記載欄も削除するというところの改正でございます。

以上で、議案第22号 農地法関連事案事務処理ガイドラインの改正概要について、ご説明を終わります。

議長

ただいま局長から22号について説明いたしました、これについてのご意見、ご質問等があればお願いします。
よろしいでしょうか。

《委員より質疑等なし》

議長

現地調査については、今、局長に確認しましたが、特に支障はないと、こういうことでございます。

事務局

法案の施行が4月1日ということなので、一応早めに、県からは総会での承認をとということだったので、今回、上程させていただきました。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。
議案第22号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、決定することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第22号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、決定をいたします。
続いて、23号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について議案とします。

事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第23号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、空き家バンクに付随する農地について、ご説明を申し上げます。</p> <p>こちら、空き家バンクに付随する農地につきましては、先般12月の総会におきまして、定住促進等を図る観点から、空き家バンクに付随する農地につきましては、下限面積1アールということで総会でご承認をいただいたかと思えます。</p> <p>このたび、空き家バンクが新規に4件、登録されましたので、それに付随する農地といたしまして、このたびこちら、議案第23号資料①にありますように、農地の下限面積について、下限面積の承認を求めるものでございます。</p> <p>こちら、各空き家バンクにつきましては、複数の農地がついておりますけれども、これにつきましては、合計をいたしますと下限面積、廿日市市の下限面積1,000平方メートルは超えるものでございます。一応、前回総会におきまして、空き家バンクに付随する農地の別段の面積について登録する際には総会の承認を得るということで、委員の皆様からご意見をいただいておりますので、このたび議案第23号といたしまして、上程をさせております。</p> <p>こちらに書いてありますとおり、下限面積の適用ということで、新規に空き家バンクに登録された空き家に付随する農地として1アールを適用する。理由といたしましては、新規に上記4件が空き家バンクに登録されたことに伴い、空き家に付随する農地として、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地の適用の承認を得るためということでございます。</p> <p>皆様のご審議をよろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。4件の登録がありました。何かありませんか。</p>
1番委員	<p>すみません。1つだけお願いします。この4件ですが、場所について、以降一緒に簡単な地図でいいので、添付していただくわけにはいきませんか。</p>
事務局	<p>それは可能です。そうですね、空き家バンクが幾つかありますので、皆様方には情報提供といたしまして、今までの分につきましても、提供をさせていただきたいと思えます。</p>
1番委員	<p>これからもこういった事案が発生すると思えますけれども、この議案として説明書の中に、説明書類の中にあると、あそこが空き家バンクに登録されたのだなというのが私たちにも分</p>

	<p>かるので、もしそういった希望が合ったりする情報があれば、それをつなぐこともできるということになりますので、ぜひお願いしたいと思います。</p>
事務局	承知しました。過去の分も合わせて、お渡しします。
議長	ほかにございませんか。
2 番委員	総面積というのが分かりませんか。農地の面積です。
事務局	はい、分かります。はい。ここには書いていませんが、1 筆毎に農地面積は、把握しております。
2 番委員	それと価格は言えないのしょうけど。分かれば教えてください。
事務局	価格は、市のホームページに全て出ています。
2 番委員	出ているのですか。
事務局	はい。この空き家バンクとこの農地で幾らと出ております。
2 番委員	誰かにあっせんするのにもそういうものがあれば言いやすいですよ。
事務局	はい、分かりました。
議長	ほかにございませんか。
2 番委員	これは当然、不動産会社にはもう言っているのですか。どこがあっせんするのですか。
事務局	不動産会社と連携して空き家バンクには載せていたように思います。
議長	ほかにございますか。
	《委員より質疑等なし》
議長	はい、ありません。意見がないようでございますので、お諮りをします。議案第 23 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について、異議ございませんか。
	《委員より異議等なし》

議長	<p>異議なしと認め、議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について、承認することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告をします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 1 6 ページ、位置図は 1 7 ページ、1 8 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和 2 年 3 月 1 1 日から令和 2 年 4 月 1 0 日までの間に受理した 2 件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号 7 8 番については、既に宅地として利用されており、始末書が提出されています。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告を終わり。</p> <p>報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告をします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 1 7 ページ、位置図は 1 7 ページから 2 5 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和 2 年 3 月 1 1 日から令和 2 年 4 月 1 0 日までの間に受理した 9 件です。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号 5 4 番、一般個人住宅への転用の届出ですが、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途に整地されていたため、始末書が提出されています。</p> <p>番号 5 8 番、倉庫としての転用の届出ですが、既に倉庫が設</p>

	<p>置されていたため、顛末書が提出されています。</p> <p>番号 63 番、一般個人住宅への転用の届出ですが、住宅用地として使用しているため、始末書が提出されています。</p> <p>番号 66 番、事務所及び倉庫への転用の届出ですが、既に倉庫が設置されていたため、始末書が提出されています。</p> <p>番号 76 番、一般個人住宅への転用の届出ですが、既に工事に着工していたため、始末書が提出されています。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告をします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は 20 ページ、位置図は 20 ページと 26 ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>初めに、番号 53 番、平成 30 年 9 月 6 日付で太陽光発電として利用するため許可済みの案件であり、現場確認後、非農地として処理する旨を回答しました。</p> <p>次に番号 65 番、現地は竹などで森林の様相を呈しているため、農地を復元するための物理的な条件整備が困難な土地であると現場を確認したため、非農地として処理する旨を回答しました。</p> <p>以上で、報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いします。</p> <p>これについて、皆さんからの質疑等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>

議長

質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。

続いて、協議事項に入ります。

協議第1号 農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

協議第1号 農地パトロールについて、説明させていただきます。A4両面印刷された協議第1号資料①を御覧ください。

今年度の農地パトロールについてですが、趣旨などについては、資料に記載のとおりですが、例年どおり農地パトロール後、調査票を整理・作成し、土地所有者に対する利用意向調査を行います。

そのため、意向調査等の準備期間を考慮し、昨年度と同じく7月から9月を農地パトロール月間として実施したいと考えております。

なお、廿日市地域、大野地域の農地パトロールについてですが、相続税納税猶予対象農地は、昨年度と同様に事務局で現地確認と写真撮影を行いますので、その他の農地の作付などの利用状況調査を行っていただければと思います。

7月は大変暑い日が続き、暑さもますます厳しくなると思いますが、委員の皆様方にはご協力をよろしくお願い申し上げます。併せて、農地パトロールの際は、水分補給を十分に行うなど体調には十分留意されますようお願い申し上げます。

それと例年事務局で作成する地番図については、現在作成中でございます。できましたら各支所へ配布いたしますので、日程調整後、農地パトロールを実施してください。

以上で、協議第1号 農地パトロールについて、説明を終わります。

議長

ただいま農地パトロールについて、事務局から説明をいたしましたが、これについて今日の段階で質疑等がありますか。

日程等はそれぞれ支部で調整をお願いします。

事務局

農地パトロールについてですけれども、こちらからまた地図を作成してお渡しをいたします。また、各支部でまた日程パトロール等調整をしていただいで、各地区を回っていただければと思います。その際には、帽子とか腕章とかそういったものを着けていただいで、各地区を回っていただいでいるかと思ひます。6月の広報に農地パトロールについて掲載しますので、よろしくおひねいします。

議長

以上で、議事を終わります。

12番委員

少し待ってください。今のパトロールの件ですが。毎年して

	<p>いますが、総括がないので、どの地区をどのくらい回って、何件くらい回って、そして農地所有者にどういう処理を何件くらい出したとか、何の報告もないですよ。ただ、毎年、回れ回れ言うだけで、結局どうなったのかと思います。どうなっているか、1回くらいどこかで報告してしてください。</p>
事務局	<p>はい。おっしゃるのはごもっともだと思います。事務局としては、農地パトロールを基に、利用調査であるとか荒廃農地の面積などであるとか、そういったものを集約いたしまして、県、農政局等へ報告しておりますので、そのデータを基に皆様にご報告をさせていただきたいと思います。</p>
1 2 番委員	<p>県には報告しているのですか。</p>
事務局	<p>はい、しています。</p>
1 2 番委員	<p>私たちにも報告してください。</p>
事務局	<p>すみません。毎年、お願いしてばかりで、大変申し訳ございません。取りまとめ報告はさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で、議事を終わります。 委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。 次回の第6回農業委員会総会は、6月5日（金）午前10時から廿日市市役所7階会議室です。</p>

（閉会午前 11 時 30 分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月5日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（2番委員）

廿日市市農業委員会委員（3番委員）
